

助成金申請書類作成の手引き

令和2年4月

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業

（お問い合わせ先・申請書等の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10 階

TEL：03-5990-5159

Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

ホームページ：http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_recycle/

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	
2.1 助成対象者	4
2.2 助成対象事業	4
2.3 助成対象経費	5
2.4 助成金額	7
3 交付申請	
3.1 募集期間	8
3.2 申請書類作成の要領	8
3.3 申請方法	10
3.4 申請にあたっての留意事項	11
4 審査及び交付決定	
4.1 審査の流れ	12
4.2 交付の決定	12
5 交付決定後	
5.1 事業開始に伴う届け出	12
5.2 工事完了後の実績の報告	12
5.3 助成金の額の確定	13
5.4 助成金の交付	13
5.5 各年度の実績の報告	13
6 決定の取消し及び返還	
6.1 事情変更による決定の取消し等	14
6.2 交付決定の取消し等	14
6.3 本助成金の返還	14
6.4 違約加算金	14
6.5 延滞金	15
6.6 他の助成金等の一時停止	15
7 その他	
7.1 事業の実施期限	16
7.2 申請の撤回	16
7.3 交付決定後の変更	16

7.4 債権譲渡について	16
7.5 工事遅延等の報告	17
7.6 交付決定の取消し	17
7.7 処分の制限	17
7.8 現地調査等	17
7.9 指導・助言	17
8 申請書類チェックリスト及び様式記入例	
申請書類チェックリスト	19～21
様式記入例	22～44

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象設備を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて設備の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

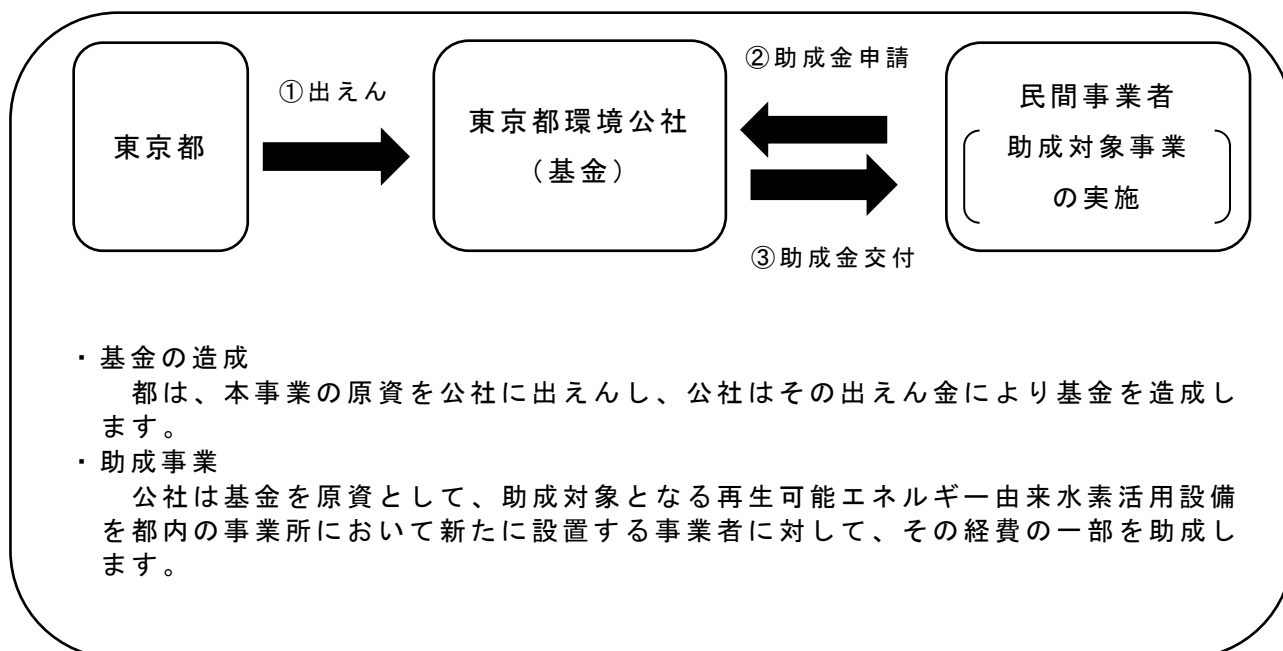
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

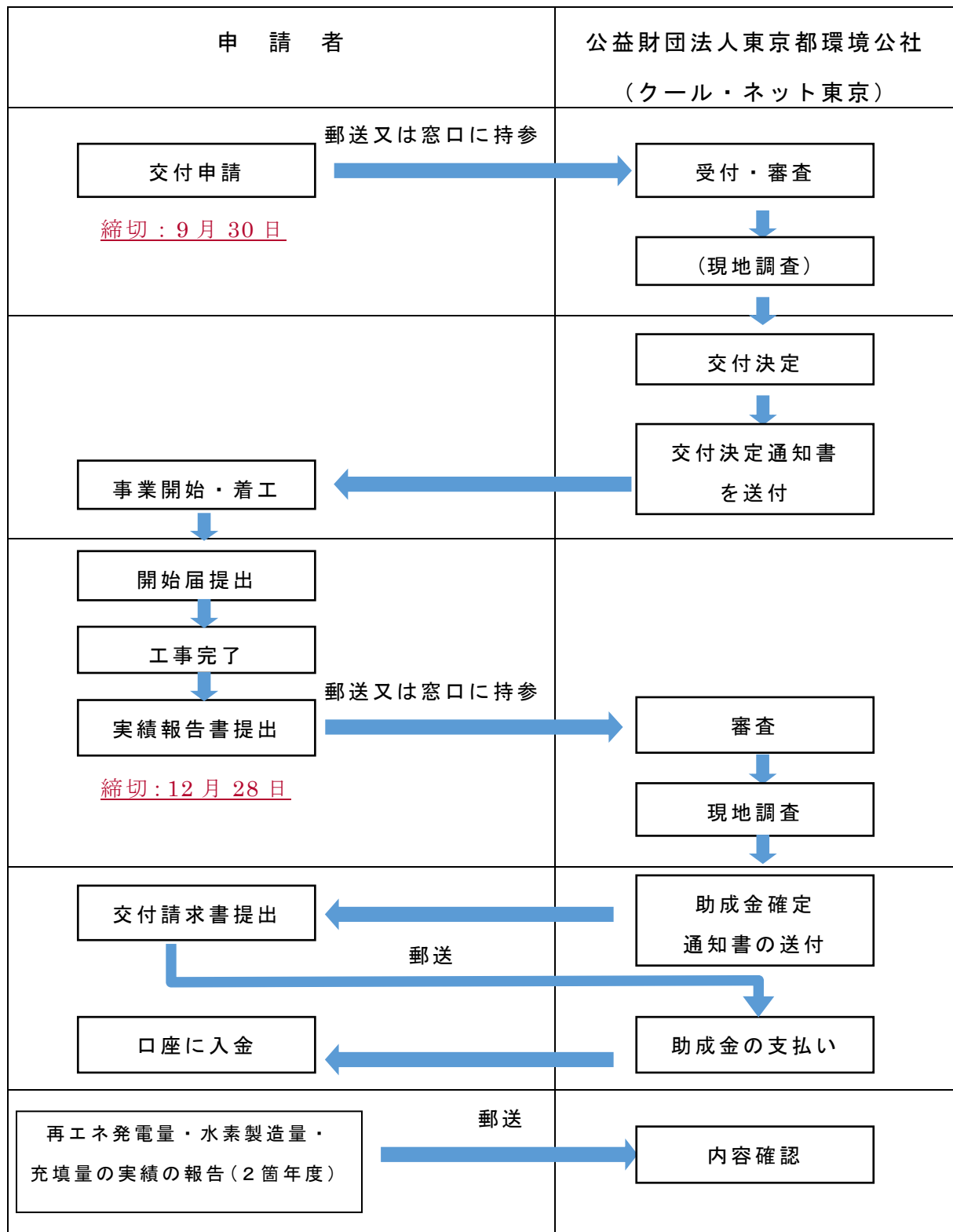
1.1 目的

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、地産地消の低炭素な水素による環境負荷の低減を推進することを目的とするものであり、その実現のために公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、再生可能エネルギー由来水素活用設備を導入する事業者に対し、その経費の一部を助成するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ※ 公社は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、本助成金の交付を決定し、工事完了後の実績報告書の内容に基づき、助成金の額の確定を行います。
- ※ 公社は交付請求書の受理後、助成対象事業者に対し速やかに助成対象事業者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

2 助成内容

2.1 助成対象事業者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象事業者」という。）は、都内に事業所又は事務所を有する法人又は個人の事業者です。ただし、以下に該当するものは除きます。

国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人
過去に税金の滞納があるもの
刑事上の処分を受けているもの
東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 助成対象事業（交付要綱第4条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとします。

<要件>

- ・ 以下に定める全ての要件を満たす再生可能エネルギー由来水素活用設備を都内の事業所において新たに設置すること。
 - （１）燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は、純水素型燃料電池に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
 - （２）本設備で製造した水素をその場で燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池に供給できるものであること。
 - （３）（１）及び（２）に規定する燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池の利用目的が、主に事業所の施設内（倉庫や物流拠点）において使用するものであること。
 - （４）本設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ電力として活用可能な場合には、本設備に供給することができる。
 - （５）社会実装段階であること。
 - （６）災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給を継続できるものであること。
- ・ 上記の設備から再生可能エネルギー由来水素の供給を受ける燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、又は純水素型燃料電池を当該事業所に導入すること（既に導入している場合を含む。）。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、再生可能エネルギー由来水素活用設備の設置に要する次の経費です。ただし消費税及び地方消費税を除きます。

- ・ 設計費（設備機器の設計等に要する費用）
- ・ 設備費（設備機器の購入等に要する費用）
- ・ 工事費（工事に要する費用）
- ・ 諸経費（電気、水道に係る工事負担金等に要する費用）

表 1

1. 区分	2. 費目
1. 設計費 （設備機器の設計等に要する費用をいう。）	(1) 設計費（土質調査・測量を含む。） (2) 官公庁申請費
2. 設備費 再生可能エネルギー由来水素活用設備一式 （設備機器の購入等に要する費用をいう。）	(1) 再生可能エネルギー発電設備 (2) 受変電設備 (3) 水素製造設備 (4) 圧縮機 (5) 蓄圧器 (6) ディスペンサー (7) プレクーラー (8) 冷却水装置 (9) 計装空気設備・窒素設備 (10) 散水設備・貯水槽・防消火設備 (11) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (12) その他設備（その他水素を燃料として燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト及び純水素型燃料電池等に供給するために必要な設備）
3. 工事費 （工事に要する費用をいう。）	(1) 基礎工事費 (2) 現地配管工事費 (3) 据付工事費 (4) 試運転調整費 (5) 舗装工事費 (6) 給排水設備工事費 (7) 照明設備工事費 (8) 電気工事費
4. 諸経費	(1) 電気又は水道に係る工事負担金に要する費用 (2) その他間接経費・管理費等

- ※ 過剰であるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの、又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものは対象になりません。
- ※ 交付決定の通知の日より前に契約を締結したものは、対象になりません。
- ※ 既に導入している設備等に要した経費は対象になりません。
- ※ 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は、助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。

<利益相当分の排除について>

助成対象事業において助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、助成対象事業に助成対象事業者の利益相当分が含まれていることは調達先の選定方法に関わらず、助成金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除方法を定めます。

－利益排除の対象となる場合－

① 助成対象事業者が自社から調達を行う場合

当該調達品の原価（当該調達品の製造原価又は当該工事の工事原価）をもって助成対象経費とします。原価だと証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝市場流通価格×（１－売上総利益率）

② 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内（又は当該工事の工事原価以内）だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）

これによりがたい場合は

助成対象経費＝取引価格×（１－調達先の売上総利益率）

③ 助成対象事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価（又は当該工事の工事原価）と当該調達品に対する経費等（販売及び一般管理）との合計以内だと証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の 決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

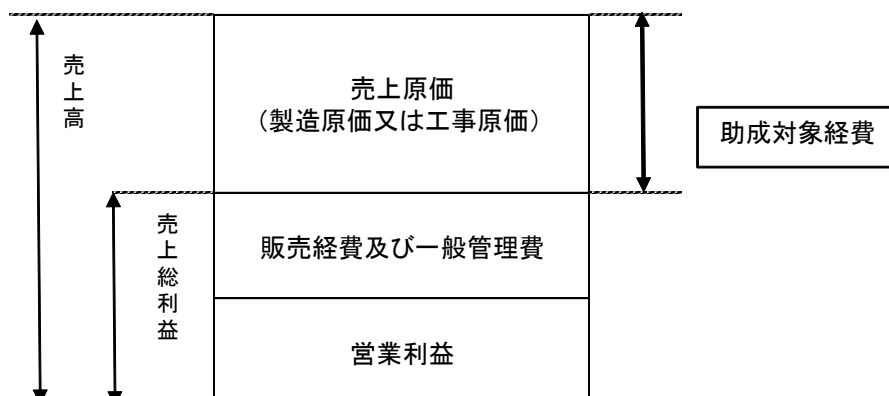
助成対象経費＝調達先の製造原価（又は工事原価）＋経費等（販売費及び一般管理費）

これによりがたい場合は

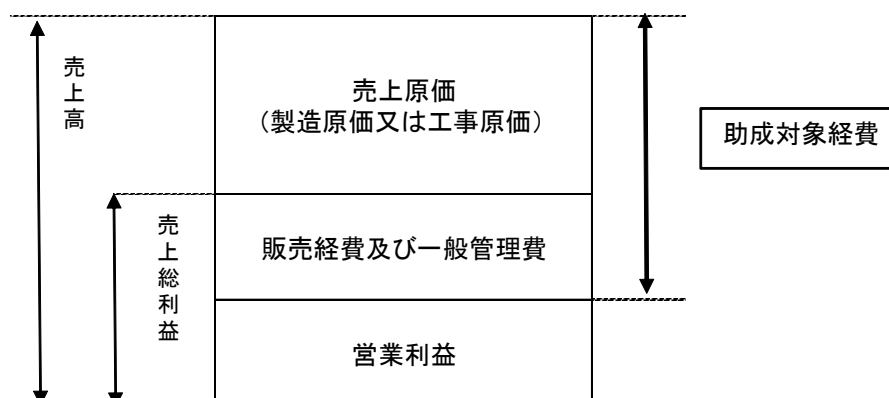
助成対象経費＝取引価格×（１－調達先の営業利益率）

<助成対象経費のイメージ図>

- ① 助成対象業者が自社から調達を行う場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合



- ③ 助成対象事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合



<注意点>

上記内容の判定にあたって、証拠となる決算報告書等を提出していただきます。

- ※ 書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、御注意ください。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

交付額は、助成対象経費の2分の1の額（助成対象事業において設置する再生可能エネルギー由来水素活用設備の水素製造能力に応じて、次の（1）又は（2）に掲げる額を上限とします。）から助成対象経費に充当する国その他の団体の補助金の額を控除した額とします。

ただし、助成金を交付する全ての助成対象事業に係る助成金の交付額の合計が助成金に係る予算の範囲を超える場合にあっては、別に定める方法により交付額の合計が助成金に係る予算の範囲内となるよう調整した額を交付額とします。

- （1）通常時において50Nm³/日以上の水素製造能力を有する設備：3億7千万円
- （2）通常時において50Nm³/日未満の水素製造能力を有する設備：1億円

- ※ 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

3 交付申請

3.1 募集期間（交付要綱第8条参照）

募集期間

令和2年4月1日（水）～ 令和2年9月30日（水）（必着）

- ・ 本事業による助成金の交付申請は、助成対象事業者が助成金交付申請書（第1号様式）、助成対象事業実施計画書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）、及び「3.2申請書作成の要領」の表2に掲げる書類をとりまとめた上で募集期間内に郵送又は窓口持参により提出してください。
- ・ 先着順ではありません。募集期間内に申請のあった事業の中から審査を行い、交付先を決定します。

3.2 申請書類作成の要領

- （1）申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- （2）申請書類の一式は、A4ファイルに綴じてください。
- （3）ファイルの表紙には、事業の名称と申請事業者名を記入してください。
- （4）ファイルの背表紙には、申請事業者名と事業の名称を記入してください。
- （5）申請書類一式は、正本・副本を1部ずつ提出してください。

イメージ図

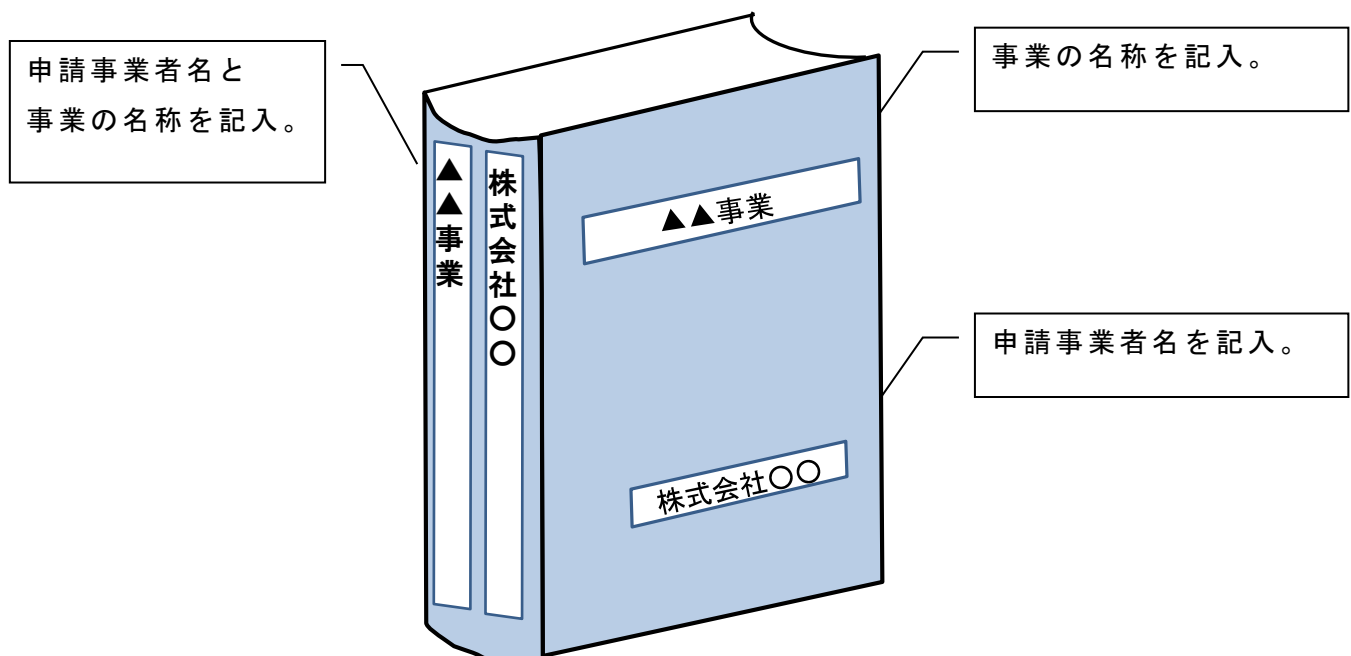


表 2 申請書類一覧（交付要綱第 8 条別表第 3 参照）

	必要書類	備考
1	施設平面図（再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの）	※1
2	機器配置図、システムフロー図（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
3	機器仕様書（再生可能エネルギー発電設備、水素製造設備、水素充填設備等） （再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
4	電気設備概要（系統連係方式、電気設備（単線結線図、配置図））（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
5	水素フロー図（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
6	見積書の写し（発行後 3 か月以内のもの）	
7	印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）	
8	定款（個人の事業者の場合は不要）	
9	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行後 3 か月以内のもの）	※2
10	決算報告書（直近 3 年分）	※3
11	会社概要書（パンフレット、地図等）	※3
12	納税証明書（直近 3 年分）	※4
13	その他公社が必要と認める書類	

備考

見積書は経費の区分（設計費、設備費、工事費等の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。

※ 1 助成対象事業実施計画書への添付でも可とする。

※ 2 個人の事業者の場合は、助成対象事業者の住民票とする。

（住民票は、マイナンバーの記載がないものとする。）

※ 3 個人の事業者の場合は、会社概要書及び決算報告書に類する書類とする。

※ 4 都税のうち、住民税及び事業税に限る。

3.3 申請方法

<様式等のダウンロードページ>

http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_recycle/download/

■ 申請書の送付先

〒163-0810 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10F

東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- * インターネットを御利用いただけない場合は、公社（クール・ネット東京）の受付窓口（新宿 NSビル 10階）にて、助成金交付申請書の用紙をお渡しすることも可能です。手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 受付窓口にて対応できる体制には限りがございます。申請書類の提出は、原則郵送でお願いいたします。
- * F A X や電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することはできませんので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法で御提出いただき、御自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 封筒の表に、「再エネ由来水素活用設備助成金 申請書類在中」と赤字で記入してください。

切手	1	6	3	0	8	1	0
	東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム						
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階							
再エネ由来水素活用設備助成金 申請書類 在中							

〒 住所	
送付者	氏名

3.4 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象事業者の自己負担になります。
- (4) 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- (5) 交付決定後、助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (6) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- (7) 交付決定通知の日より前に契約を締結したもの及び設置された設備等の経費については、助成対象となりませんので御注意ください。
- (8) 本助成金の交付決定通知の後に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に御協力をお願いいたします。

4 審査及び交付決定

4.1 審査の流れ

- ・「2.1 助成対象事業者」及び「2.2 助成対象事業」の要件を満たしているかを審査します。
- ・ 助成金交付申請書等の提出書類を基に助成対象事業について審査します。

4.2 交付の決定（交付要綱第9条参照）

- ・ 本助成金の交付は、助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知します。
（不交付の場合には、助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知）
- ※ 交付決定の通知書に記載の交付決定額とは、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。
- ・ 交付決定の際には、都が定める本助成金の交付対象となる再生可能エネルギー由来水素活用設備の要件に基づき審査し、本事業の効果等が高いと評価されるものを優先するものとします。
- ・ 交付決定の内容又は、それに付された内容に異議がある場合には「7.2 申請の撤回」に記載の方法により、申請を撤回することができます。

5 交付決定後

5.1 事業開始に伴う届け出（交付要綱第12条参照）

- ・ 助成対象事業者は、交付決定通知を受領した日から速やかに、助成対象事業に着手してください。
- ・ 助成対象事業者は助成対象事業開始届（第8号様式）及び、表3に掲げる書類を助成対象事業に着手した日から14日以内に提出してください。

※ 助成対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争を行ってください。

表 3

	必要書類	備考
1	工事契約書の写し	※ 1
2	工事工程表	
3	その他公社が必要と認める書類	

※ 1 助成対象事業者が自ら工事を行う場合を除く。

5.2 工事完了後の実績の報告（交付要綱第20条参照）

- ・ 助成対象事業者は、助成対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに実績報告書（第14号様式）、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）及び、表4に掲げる書類をとりまとめた上で郵送又は窓口持参により提出してください。

※ 実績報告書の提出を行う日までに燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池を導入することとします。

表 4

	必要書類	備考
1	竣工図面	
2	工事写真	
3	試運転結果報告書	
4	燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、純水素型燃料電池が導入済であることを証明する書類	
5	請求書の写し	
6	領収証の写し	
7	その他公社が必要と認める書類	

5.3 助成金の額の確定（交付要綱第21条参照）

- ・実績報告書を受領したあと、実績報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて現地調査を行います。
- ・上記審査により、当該助成対象事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定します。
- ・確定した助成金額は、助成金確定通知書（第15号様式）により通知します。

5.4 助成金の交付（交付要綱第22条参照）

- ・本助成金の額の確定通知を受けた後、助成金交付請求書（第16号様式）、口座振込依頼書（第17号様式）及び、振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）を提出してください。
- ・助成金交付請求書及び口座振込依頼書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

5.5 各年度の実績の報告（交付要綱第23条参照）

- ・実績報告書の届け出を行った翌年度から起算して2箇年度は、各年度の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに提出してください。
- ・報告に必要な書類は、再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書（第6号様式）、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表及び表5に掲げる書類です。

表 5

	必要書類	備考
1	月別の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績	
2	再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）	

6 決定の取消し及び返還

6.1 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第14条参照）

- ・ 本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更できるものとします。
- ・ 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象事業者へ通知を行います。

6.2 交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）

- ・ 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。
- ・ 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象事業者へ通知を行います。

6.3 本助成金の返還（交付要綱第26条参照）

- ・ 「6.1 事情変更による決定の取消し等」「6.2 交付決定の取消し」による取消しを受けた場合において、既に交付された本助成金があるときは、当該助成対象事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとします。
- ・ 助成対象事業者は、返還の請求を受けたときは、公社の指示する期限までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- ・ 助成対象事業者は、本助成金の返還をしたときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出してください。

6.4 違約加算金（交付要綱第27条参照）

- ・ 公社が、「6.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、「6.3 本助成金の返還」による返還請求を行ったときは、助成対象事業者が本助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- ・ 助成対象事業者は、違約加算金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出してください。

6.5 延滞金（交付要綱第28条参照）

- ・ 「6.3 本助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該助成対象事業者が、公社が指定する期日までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金も含む。）を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- ・ 助成対象事業者は、延滞金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出してください。

6.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第29条参照）

- ・ 助成対象事業者に対し、本助成金の返還を請求し、当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

7 その他

7.1 事業の実施期限（交付要綱第7条参照）

- ・ 助成対象事業ごとの実施期限は、助成金交付申請書の提出を行った日の属する年度の翌年度の末日とします。
- ・ 交付決定を受けた助成対象事業者は、実施期限までに「5.2 工事完了後の実績の報告」までを終えてください。

7.2 申請の撤回（交付要綱第13条参照）

- ・ 助成対象事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第9号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

7.3 交付決定後の変更（交付要項第15条、16条参照）

- ・ 助成対象事業の内容又は、助成対象経費の内訳を変更しようとする時には、あらかじめ助成対象事業変更申請書（第10号様式）を提出してください。
ただし、事業の目的・効果に影響を与えない軽微な変更については、この限りではありません。
 - ① 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
（ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。）
 - ② 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき
- ※ 助成対象経費の増額は認められません。
- ※ 変更申請に当たり、変更となった部分がかかる資料を添付してください。
- ※ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。
＜軽微な変更の例＞
 - ・ 入札による助成事業に要する経費の減額
（ただし、事業計画の内容に変更がないこと。）
 - ・ 外構フェンスの仕様変更
 - ・ コンクリート舗装を砂利に変更
- ・ 公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成事業者へ通知します。
- ・ 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（個人においては、氏名、住所等）を変更した場合は速やかに住所等の変更届出書（第11号様式）を提出してください。

7.4 債権譲渡について（交付要綱第17条、30条参照）

- ・ 助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成対象事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第19号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

7.5 工事遅延等の報告（交付要綱第18条参照）

- ・ 助成対象事業者は助成対象事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるよう努めてください。
- ・ やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれる時には、速やかに工事遅延等報告書（第12号様式）を提出してください。

7.6 助成対象事業の廃止（交付要綱第19条参照）

- ・ 助成対象事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに助成対象事業廃止申請書（第13号様式）を提出しなければなりません。
- ・ 助成対象事業廃止申請を受理し、審査の結果、その内容について妥当であると公社が認めたときは、廃止を承認するものとし、その旨を当該助成対象事業者に通知するものとします。

7.7 処分の制限（交付要綱第24条30条、31条参照）

- ・ 助成対象事業により取得・整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表により管理してください。
 - ※ 取得財産管理台帳・取得財産等明細表は、工事完了後に提出する実績報告書に添付して提出してください。
 - ※ その後、再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書に添付して、2箇年度提出してください。
- ・ 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数に関する法令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間は処分をしてはなりません。その間、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的運用を図ってください。
- ・ 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって、処分制限期間内に処分（目的外使用、移設、譲渡、交換、廃棄、貸付、担保等）するときは、取得財産等処分承認申請書を提出してください。
- ・ 助成対象事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等を公社が助成金の額を確定した日の属する公社の会計年度の終了の日から15年間保存してください。

7.8 現地調査等（交付要綱第32条参照）

- ・ 本事業の適切な遂行を確保するため、公社は必要に応じて助成対象事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができます。
- ・ 助成対象事業者は報告の徴収、事業所への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

7.9 指導・助言（交付要綱第33条参照）

- ・ 都又は公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成対象事業に関し開示を求め、助成対象事業者の事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行います。助成対象事業者は、これに協力しなければなりません。
- ・ 本事業で設置した助成対象設備について、助成対象事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都又は公社は、助成対象事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- ・ 都又は公社は、助成対象事業の適切な執行のために、助成対象事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成対象事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

8 書類チェックリスト及び様式記入例

<書類チェックリスト>

交付申請時チェックリスト(法人)

No.	書類	様式	内容・作成上の留意事項	確認
1	助成金交付申請書	第1号様式		
2	助成対象事業実施計画書	第2号様式		
3	誓約書	第3号様式		
4	施設平面図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
5	機器配置図、システムフロー図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
6	機器仕様書(※1)	－	再生可能エネルギー発電設備、水素製造設備、水素充填設備など 再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
7	電気設備概要(※1)	－	系統連係方式、電気設備(単線結線図、配置図)再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
8	水素フロー図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
9	見積書	写し	発行後3カ月以内のもの 経費(設計費、設備費、工事費)の区分及び、助成対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。	
10	印鑑証明書	原本	発行後3カ月以内のもの	
11	会社の定款	－		
12	履歴事項全部証明書の原本 又は、登記簿謄本の写し	－	発行後3カ月以内のもの	
13	決算報告書	写し	直近3年分	
14	会社概要書	－	パンフレット、地図等	
15	納税証明書	原本	直近3年分	
16	返信用封筒	角2号型	2枚 切手不要 申請者送付先が記入されたもの	
17	その他公社が必要と認める書類	－		

※1:助成対象事業実施計画書に添付があれば、重複して提出は不要です。

交付申請時チェックリスト(個人事業者)

No.	書類	様式	内容・作成上の留意事項	確認
1	助成金交付申請書	第1号様式		
2	助成対象事業実施計画書	第2号様式		
3	誓約書	第3号様式		
4	施設平面図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
5	機器配置図、システムフロー図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
6	機器仕様書(※1)	－	再生可能エネルギー発電設備、水素製造設備、水素充填設備など 再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
7	電気設備概要(※1)	－	系統連係方式、電気設備(単線結線図、配置図)再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
8	水素フロー図(※1)	－	再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの	
9	見積書	写し	発行後3カ月以内のもの 経費(設計費、設備費、工事費)の区分及び、助成対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。	
10	印鑑証明書	原本	発行後3カ月以内のもの	
11	住民票	原本	発行後3カ月以内のもの マイナンバーの記載が <u>無いもの</u>	
12	決算報告書、会社概要書に類する書類	－	決算申告書等	
13	納税証明書	原本	直近3年分	
14	返信用封筒	角2号型	2枚 切手不要 申請者送付先が記入されたもの	
15	その他公社が必要と認める書類	－		

※1:助成対象事業実施計画書に添付があれば、重複して提出は不要です。

事業開始届時チェックリスト

No.	書類	様式	内容・作成上の留意事項	確認
1	助成対象事業開始届	第8号様式		
2	工事契約書	写し	助成対象事業者が自ら工事を行う場合を除く。	
3	工事工程表	－		
4	その他公社が必要と認める書類	－		

工事完了後の実績報告時チェックリスト

No.	書類	様式	内容・作成上の留意事項	確認
1	実績報告書	第14号様式		
2	取得財産等管理表・取得財産等明細表	第7号様式	取得価格又は効用の増加価格が交付要綱に定める処分制限額以上の財産を記載	
3	竣工図面	－		
4	工事写真	－		
5	試運転結果報告書	－		
6	燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池が導入済であることを証明する書類	－		
7	請求書	写し		
8	領収書	写し		
9	その他公社が必要と認める書類	－		

再エネ発電量、水素製造量・充填量の実績報告時チェックリスト

No.	書類	様式	内容・作成上の留意事項	確認
1	再生可能エネルギー発電量・水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書	第6号様式	報告対象年度の4月～3月分の合計の実績を記入	
2	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	第7号様式	取得価格又は効用の増加価格が交付要綱に定める処分制限額以上の財産を記載	
3	月別の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填の実績	－	報告対象年度の4月～3月分の月ごとの実績が分かる書類	
4	再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績を検証するために必要な計測器等の測定値(帳票等)	－		

< 様式記入例 >

第1号様式（第8条関係）

捨印

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

（助成対象事業者）

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 大江戸太郎

実印

（法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在）

助成金交付申請書

印鑑証明書の
登録印を押印

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱（平成 27 年 5 月 22 日付 27 都環公総地第 282 号）第 8 条の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称	▲▲事業
事業所の名称	〇〇物流センター
事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
助成金交付申請額	(1) 助成対象事業に要する経費 〇〇〇〇円 (2) 助成対象経費 〇〇〇〇円 (3) 助成金交付申請額 〇〇〇〇円
再生可能エネルギー発電設備 （発電容量）	〇〇kW
水素製造設備 （水素製造能力）	〇〇Nm ³ /日（〇〇Nm ³ /h）
水素充填設備 （水素充填能力）	〇〇Nm ³ /日, 〇〇MPa
総括的連絡先	会社名 株式会社〇〇 部課名 環境事業部 担当者氏名 東京一郎 (電話番号 03-0000-0000) (携帯電話 090-0000-0000) (E メール tokyo.ichiro@aaa.co.jp)

申請者の連絡先等
を記入

※受付欄

第1号様式：別紙

助成金交付申請内訳書

区 分		①助成対象事業に要する経費（千円）			②本助成金以外の都の助成金又は給付金の有無	③助成対象経費（千円）	④本助成金以外の都以外の助成金又は給付金の額（千円）
		単価	数量	経費			
助成対象経費	⑤設計費合計			320.000	有	620.000	100
	■■■	100.000				300.000	
	○○○	35.000				210.000	
	▲▲▲	20.000	6	120.000		120.000	
	⑥設備費合計			5500.000	有	5500.000	1100
	○○	30.000	100	3000.000		3000.000	
	□□□	2,500.000	1	2500.000		2500.000	
	⑦工事費合計				有	340.000	0
	▲▲	10.000				10.000	
	○○○	230.000				230.000	
	□□	100.000				100.000	
	⑧諸経費合計					1000.000	
	□□	1,000.000	1	1000.000		1000.000	
	⑨合計（⑤+⑥+⑦+⑧）			7,460.000		7,460.000	1,200.000
	⑩助成対象経費合計額（③の合計）×1/2						
	⑪交付申請額 （⑩－本助成金以外の都以外の助成金又は給付金の額の合計（④の合計））						
助成対象外経費	⑫助成対象外設備経費合計			260.000	無		0
	□□	120.000	1	120.000			
	△△	140.000	1	140.000			
⑬総計（⑨+⑫）				7720.000			
⑭消費税等相当額（⑬×0.08）				617.600			
⑮総工事金額（⑬+⑭）				8,337.600			

（欄が不足する場合は、適宜追加すること。）

（注）⑩の額が実施要綱第4 4に定める助成金額の限度額を超える時は、限度額を記入すること。

助成対象事業実施計画書

1 事業者及び連絡先（本事業における総括的連絡先）

（注）事業全般の内容について、総括的対応が可能であるとともに、申請者に係る公社からの指示に対して、一元的な窓口を担う連絡先を記載すること。

会社名（事業者名）	株式会社〇〇
会社所在地	東京都〇〇区〇〇町1-2-3
代表者役職名と氏名	代表取締役 大江戸太郎
部署名	環境事業部
窓口担当者氏名	東京一郎
連絡先	電話番号 03-0000-0000
	携帯電話 090-0000-0000
	FAX番号 03-0000-0001
	E-mailアドレス tokyo.ichiro@aaa.co.jp

2 助成対象施設の概要

ふりがな	マルマルブツリュウセンター
事業所の名称※	〇〇物流センター
事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
代表者職氏名	センター長 武蔵太郎
窓口担当者氏名	新宿花子
連絡先	電話 03-0000-0000 FAX 03-0000-0002
E-mail アドレス	Sinjuku.hanako@aaa.co.jp
施設の用途	物流倉庫

設備を設置する予定の事業所の情報を記載

※事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

※施設の用途は、必要に応じて記載すること。

第2号様式（第8条関係） その2

3 事業計画

3. 1 計画概要

事業名称	▲▲事業
区分	☒ 燃料電池自動車 ☒ 燃料電池フォークリフト ☐ 純水素型燃料電池 注) 該当するものを■印で選択してください。
①事業所向け 再生可能エネルギー由来水素活用設備の概要	【設備区分】 注) 該当するものを■印で選択してください。 ☒ 再生可能エネルギー発電設備：(発電容量) <u> 〇〇 </u> kW 概要：_____ 構成機器：_____ ☒ 水素製造設備：(水素製造能力) <u> 〇〇 </u> Nm ³ /日 <u> 〇〇 </u> Nm ³ /h 概要：_____ 構成機器：_____ ☒ 水素充填設備：(水素充填能力) <u> 〇〇 </u> Nm ³ /h, <u> 〇〇 </u> MPa 概要：_____ 構成機器：_____ ☐ その他()
	【再生可能エネルギー利用率】 注) 数値を記載してください。 (<u> 〇〇 </u>) %
	【導入先】 注) 該当するものを■印で選択してください。 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物流拠点 ☐ その他()
②設置場所事業所の概要 (適用法規等)	【高圧ガス保安法関係】 製造者の区分： ☒ 第一種 ☐ 第二種(30Nm ³ /日以上) ☐ 第二種(30Nm ³ /日未満) 型式： ☒ 定置式 ☐ 移動式 ☐ 圧縮水素スタンド(一般則第2条25項) 【建築基準法関係】 用途地域： <u> 準工業地域 </u> 注) 設置場所の用途地域を記載
③温室効果ガス削減効果 (環境性)	削減効果： <u> 〇〇 </u> kg/年 (CO ₂ 換算) (内訳) <u> 系統電源：〇〇%、社用車：〇〇%、 </u>
④災害時対応 (自立運転)	【自立運転の可否】 注) 該当するものを■印で選択してください ☒ 自立運転可能(稼働率 <u> 〇〇 </u> %※) ☐ 自立運転不可 ※稼働率(%) = 自立運転時水素製造能力(Nm ³ /日) / 定格水素製造能力(Nm ³ /日) 【概要説明】 <u> 自立運転対象設備などを記載 </u>
⑤施工技術の内容 (有効性)	<u> 導入する設備の省エネ性に対する配慮の技術的なポイントなどを簡潔に記載 </u>
⑥運転実績報告	(注) ■印で選択してください。 ☒ 実績報告は可能 ☐ 実績報告は不可()

3. 2 全体計画

事業名称	
● 【記入例】 ● 事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備の概要 ☐ 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、純水素型燃料電池の導入計画 ☐ ①再生可能エネルギー発電設備の概要 ◇ （補機、耐久性の配慮、再エネの比率等も含む。） ☐ ②水素製造設備の概要 ◇ （補機、耐久性の配慮も含む。） ☐ ③水素充填設備の概要 ◇ （補機、耐久性の配慮も含む。） ☐ 設備全体（①～③全体）の運用・制御概要 ☐ 導入施設（①～③）の配置、外観（写真、等） ● 2. 施工技術の内容（有効性） ☐ 定常運転の内容 ☐ 自立運転の内容 ☐ 系統電源の使用 ☐ オフサイト水素の使用 ☐ 余剰電力の利用 ☐ 製造水素の利用	

- 3. CO₂削減効果（環境性）

- ☐ オフサイト水素の製造・輸送に関わる温室効果ガス排出量
- ☐ 再生可能エネルギーの最大限活用
- ☐ CO₂排出量の試算

- 4. 安全性への配慮

- ☐ 対象設備の安全対策工事（隔壁、等）について
- ☐ 対象設備の安全対策（ガス検知器、消火設備等）について
- ☐ 必要な関連法令・規制（高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、等）の準拠

- 5. その他（防災対策、関連法規制への準拠、等）

- ☐ 高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、等
- ☐ 保守管理体制等
- ☐ 運転実績のモニタリング等

第2号様式（第8条関係） その4

3. 3 全体計画（添付・関連資料）

【添付・関連資料の例】

☐事業者・所概要（財務状況、施設の設置場所・配置計画、電源構成、燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、純水素型燃料電池の導入・運用計画、施設の運営・管理計画、等）

☐水素活用設備の明細（施設仕様（容量計算書）、設備・機器の使用明細、ユーティリティ・水素利用に関する計画、運用・管理プロセス等）

☐システムフロー図とシステム制御方法

☐水素活用設備のコスト明細（施設コスト内訳（全体及び各施設）、等）

☐その他

第2号様式（第8条関係） その5

3. 4 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、純水素型燃料電池の導入計画

	導入予定年月	台数(台)	備考
燃料電池自動車	〇〇〇〇年〇月	2台	
燃料電池 フォークリフト	〇〇〇〇年〇月	3台	
純水素型燃料電池			

第2号様式（第8条関係） その6

4 詳細工程及び資金調達計画

（注）交付決定日を想定して以下の予定日などを計画すること。

4. 1 助成金事業の事業開始日 ○○○○年 ○月 ○日（工事契約予定日）

4. 2 助成金事業の完了予定日 ○○○○年 ○月 ○日

4. 3 助成金事業の工事日数 ○○○日間（土日祝日を含む。）
（実工事日数 ○○○日間）

4. 4 助成金事業工程表（詳細は別紙3参照）

4. 5 資金調達計画

調達先	調達金額（千円）	備考
助成対象事業者		
自己資金	○○○○千円	
借入金	○○○千円	
合計※	○○○○千円	

（注）

- ・上記調達金額合計は、第1号様式の（1）助成対象事業に要する経費の金額と合致させること。
- ・助成対象事業者の自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。
- ・金融機関からの借入金の場合は、金融機関名とその本支店名を備考欄に明記すること。

第2号様式（第8条関係） その7

5 実施事業に関する事項

5. 1 その他の補助金・助成金等との関係

（注）当該事業に直接あるいは間接に関係するものについて、必ず記入すること。誤記載等が後に判明した場合、交付決定を取り消す場合もある。

本助成金以外に、他の機関から補助金等を受け、事業を実施する予定がありますか。

（注）現在、補助金等を受けることが決まっている場合に加え、申請中及び申請予定のものについても必ず記載すること。

1. 実施する予定がある。

2. 実施する予定はない。

（該当する番号を記入： 1 ）

（1 を記入した場合、以下の表に補助金等の内容を記入すること。）

補助金等の名称	〇〇〇補助金
補助金等の実施機関名称	〇〇省
補助金等の目的	〇〇〇
実施期間	開始年月 〇〇〇〇年〇月 終了年月 〇〇〇〇年〇月 （ 〇年間）
交付決定時期	〇〇〇〇年〇月頃
交付申請額	〇〇〇〇千円

6 その他

6. 1 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

（注）事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載すること。

〇〇〇〇：〇〇〇〇年〇月 届け出済

△△△：取得中（〇〇〇〇年〇月 取得見込み）

6. 2 その他実施上問題となる事項

（注）事業実施上問題となる事項がある場合、その内容と解決の見通しを記載すること。

第2号様式（第8条関係） 別紙1 その1

助成対象事業者について

1 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名	かぶしきがいしゃ ○○ 株式会社○○	
ふりがな 代表者	おおえど たろう 大江戸 太郎	
開業・設立日	○○○○年 ○月 ○日	
日本標準産業分類※ ¹ による 業種※ ²	大分類	E 製造業
	中分類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
資本金（出資金）	○○○○○円	
株主数（出資者数）	○○人（法人を含む。）	
発行済株式総数（出資総額）	○○○株（ ○○○円）	
役員数	○○人	
従業員数（役員を除く。）	○○○人	
企業の沿革※ ³	（注）申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。	
代表者の略歴※ ³	（注）申請した企業の代表者の略歴を記載すること。	
ホームページアドレス	http://www.aaaaa.kankyo/aaa/	

※1 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、法第2条第9項に規定する統計基準のこと。

※2 売上高が最も大きな業種を記載すること。

※3 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

第2号様式（第8条関係） 別紙1 その2

2 助成対象事業者の現況など

2. 1株主（出資者）構成

株主 (出資者) 名 ※1	資本金	主たる業種 (業種)	従業員数	所有株式数 (出資額)	出資比率※2
1. ○○○	○○百万円	○○○	○○○人	○○○株 (○○○千円)	○○.○%
2. ■■■	■■■百万円	■■■	■■■人	■■■株 (■■■千円)	○○.○%
3.	百万円		人	株 (千円)	%
4.	百万円		人	株 (千円)	%
5.	百万円		人	株 (千円)	%
6.	百万円		人	株 (千円)	%
7.	百万円		人	株 (千円)	%
8.	百万円		人	株 (千円)	%
9.	百万円		人	株 (千円)	%
10.	百万円		人	株 (千円)	%

※1 出資額が多い順に10位まで株主を記載すること。

※2 小数点2位以下を切捨てた数値を記載すること。

2. 2直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高（主たるもの）

主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	備考
○○○	○○○○	○○%	
△△	△△△	△△%	

第2号様式（第8条関係） 別紙1その3

2. 3 助成対象事業者が計画する助成対象事業の実施体制

（注）本事業を共同事業で行う場合は、共同申請者同士及び工事請負者との連絡・責任体制を明確に記入すること。

株式会社 ○○		
役職	氏名	担当
○○	○○○○	統括
■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	現場管理

工事請負会社
○○課
担当: ○○○○

担当: 工事請負会社
○○課
担当: ○○○○

2. 4 助成対象事業者の今後の経営計画について

（注）今後の経営計画、エネルギー使用計画などについて記入すること。

第2号様式（第8条関係） 別紙2
事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備の使用計画書

○○○○年	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
再エネ発電量	kWh	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	1476
外部給電量	kWh	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	516
水素製造量 (オンサイト)	Nm ³	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	28080
外部水素供給 量 (オフサイト)	Nm ³													
水素充填量	Nm ³	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	14808

○○○○年	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
再エネ発電量	kWh	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	1476
外部給電量	kWh	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	516
水素製造量 (オンサイト)	Nm ³	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	2340	28080
外部水素供給 量 (オフサイト)	Nm ³													
水素充填量	Nm ³	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	1234	14808

(注) 工事完了予定月の属する年度の翌年度から起算して2年間のエネルギー使用量の計画値を記載すること。

助成金事業工程表

（事業所の名称 ○○物流センター）

○○○○年度

交付決定通知受領日
を想定して記載

工程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付決定通知				◆								
詳細設計				↑								
機器製作					↑							
据付工事						↑						
試運転							↑					
機器・工事検収引渡し										◆		
工事完了届提出											◆	

（注）交付決定通知受領日を想定して記載すること。

（注）工程の内容は、適宜追加すること。

第3号様式（第8条関係）

捨
印

印鑑証明書の
登録印を押印

誓 約 書

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱（平成27年5月22日付27都環公総地第282号）。以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第14条又は第25条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第26条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

記入日

住 所

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

印鑑証明書の
登録印を押印

氏名又は名称
及び代表者名

代表取締役 大江戸太郎

実
印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

捨印

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年 〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

(助成対象事業者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 大江戸太郎

実印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名

及び主たる事業所の所在

印鑑証明書の
登録印を押印

再生可能エネルギー発電量、水素製造

交付決定通知の
日付を記入

び水素充填量の実績に関する報告書

〇〇〇〇年〇月〇日付けをもって交付決定した事業について事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱（平成27年5月22日付27都環公総地第282号）第23条の規定に基づき、再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績について関係書類を添えて、次のとおり提出します。

前年度の4月～3月までの
実績を記入

事業の名称 (交付決定番号)	▲▲事業 (〇〇〇〇〇)
昨年度の実績	再生可能エネルギー発電量 〇〇 kWh 水素製造量 〇〇 Nm ³ 水素充填量 〇〇 Nm ³
添付書類	・ 月別の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績 ・ 再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績を検証するために必要な計測機器の測定値
総括的連絡先	会社名 株式会社〇〇 部課名 環境事業部 担当者氏名 東京一郎 (電話番号 03-0000-0000) (携帯電話 090-0000-0000) (Eメール tokyo.ichiro@aaa.co.jp)
※受付欄	

第7号様式（第24条関係）

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数 (年)	保管場所	補助金額	備考
▲▲▲	▲▲	3	500,000	1,500,000	H28.8.8	8	……	1,000,000	
■ ■ ■	■ ■	2	670,000	1,340,000	H28.9.9	8	……	300,000	
○○○	○○	1	800,000	800,000	H28.10.10	15	……	200,000	
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
合計				1,7140,000				1,500,000	

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 補助金額は、「円」の単位で記入すること。

捨印

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年 〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

(助成対象事業者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 大江戸太郎

実印

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地交付決定通知の
日付を記入

助成対象事業開始届

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年〇月〇日付けをもって交付決定した事業について、事業を開始したので、事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱（平成27年5月22日付27都環公総地第282号）第12条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

事業の名称 (交付決定番号)	▲▲事業 (〇〇〇〇〇)
工事期間	着 手 年 月 日 : 〇〇〇〇年 〇月 〇日 完了予定年月日 : 〇〇〇〇年 〇月 〇日
総括的連絡先	会社名 株式会社〇〇 部課名 環境事業部 担当者氏名 東京一郎 (電話番号 03-0000-0000) (携帯電話 090-0000-0000) (Eメール tokyo.ichiro@aaa.co.jp)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

捨
印

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

（助成対象事業者）

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 大江戸太郎

実
印

法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地

交付決定通知の
日付を記入

実績報告書

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年〇月〇日付けをもって交付決定した事業について、事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱（平成27年5月22日付27都環公総地第282号）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

事業の名称 （交付決定番号）	▲▲事業 （ 〇〇〇〇〇 ）
事業の内容	〇〇〇〇〇
完了年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
添付書類	・助成対象事業経費内訳書（別紙）
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと

助成対象事業経費内訳書

区 分	①助成対象事業に要する経費						②本助成金以外の都 の助成金又は給付金 の有無		③助成対象経費		④本助成金以外の都以外の助成金又は給付 金の額	
	単価		数量		経費							
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
⑤設計費合計												
■	100,000	100,000	1	1	135,000	135,000	有	有	135,000	135,000	100,000	100,000
○	35,000	35,000	1	1	35,000	35,000						
⑥設備費合計												
○	30,000	30,000	6	6	180,000	180,000	有	有	2,680,000	2,680,000	230,000	230,000
▲	2,500,000	2,500,000	1	1	2,500,000	2,500,000						
⑦工事費合計												
□	10,000	10,000	5	5	50,000	50,000	有	有	810,000	810,000	300,000	300,000
△	230,000	230,000	2	2	460,000	460,000						
▲	100,000	100,000	3	3	300,000	300,000						
⑧諸経費合計												
■	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	有	有	1,000,000	1,000,000	450,000	450,000
⑨合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)												
⑩助成対象経費合計額 (③の合計) × 1/2												
⑪交付予定額 (⑩ - 本助成金以外の都以外の助成金又は給付金の額の合計 (⑨の合計))												
⑫助成対象外設備経費合計												
■	120,000	120,000	1	1	120,000	120,000	無	無			0	0
△	140,000	140,000	1	1	140,000	140,000	無	無			0	0
⑬総計 (⑨+⑫)												
⑭消費税等相当額 (⑬×0.08)												
⑮総工事金額 (⑬+⑭)												

金額等は、領収証と整合が取れるようにしてください。
一式で記載する場合でも、請求書等で内訳が確認できるようにしてください。

2,312,500 円
1,232,000 円

(欄が不足する場合は、適宜追加すること。)

(注) ⑩の額が実施要綱第 4 4 に定める助成金額の限度額を超える時は、限度額を記入すること。

捨
印

印鑑証明書の
登録印を押印

〇〇〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

（助成対象事業者）

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 大江戸太郎

実
印

交付決定通知の
日付を記入

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の

印鑑証明書の
登録印を押印

助成金交付請求書

〇〇〇〇年〇月〇日付けをもって交付決定した事業について、事業所
向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業助成金交付要綱
（平成27年5月22日付27都環公総地第282号）第22条第1項の規定に
基づき、助成金の交付を請求します。

事業の名称 （交付決定番号）	▲▲事業 （ 〇〇〇〇〇 ）
事業所の所在地	東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
交付請求額	金 〇〇〇〇〇〇 円
工事完了年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

〇〇〇〇 年 〇月 〇 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

記入日

(助成対象事業者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 大江戸太郎

実
印〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕交付決定通知の
日付を記入

口座振込依頼書

〇〇〇〇年〇月〇日付けをもって交付決定した事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業に係る助成金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

1. 事業の名称

▲▲事業

2. 交付決定番号

〇〇〇〇〇

3. 助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入

金融機関											
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名							
〇	〇	〇	〇	シンジユクギンコウ							
支店コード (数字3ケタ)				支店名							
〇	〇	〇	シンジユクシテン								
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください。)							
普通・当座 その他 ()				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
口座名義人 (カナ記入)											
カ	リ	〇	〇								

■口座名義人欄の記載方法に関する注意

※カタカナで御記入ください。

※濁点・半濁点は一文字として扱います。

※口座名義が前株の場合は、「カ」●●●、あと株の場合は、「カ」●●●(カ)と御記入ください。

※口座名義が枠内(30文字)を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを御記入ください。

預金種別に丸

(注) 振込口座が確認できる資料(通帳等)のコピーを添付すること。

(参考) 関連ホームページの御案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について
http://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_recycle/
2. 東京都環境局の環境エネルギー政策について
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和2年3月31日
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル10階
TEL：03-5990-5159